

Ⅳ 計画の推進体制

計画に掲げた施策は、国・市町・関係団体等との連携・協力により取り組み、再犯防止施策の推進を図ります。また、「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」において、情報交換や課題の共有、計画の進捗管理などを行います。

Ⅴ 参考資料

第Ⅰ 用語集

あ行

【入口支援】

刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うこと。

か行

【仮釈放】

刑法第 28 条に基づき、「改悛の状」が認められ、改善更生が期待できる拘禁刑受刑者を、刑期満了前に仮に釈放し、残余刑期に相当する仮釈放期間中、保護観察に付することにより、再犯の防止及び受刑者の改善更生並びに円滑な社会復帰を促進することを目的とする制度のこと。なお、改正刑法施行前の事件により懲役又は禁錮が科された受刑者についても、仮釈放後の処遇は拘禁刑受刑者に準じて行われる。

【観護措置】

主に家庭裁判所に送致された少年の審判を円滑に進めたり、少年の処分を適切に決めるための心理検査や面接を行ったりすることが必要な場合に、少年を少年鑑別所に送致し、一定期間収容すること。

【起訴】

公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。

【起訴猶予】

被疑者が犯罪を犯したことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。

【^{きょうかい}教誨師】

矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨（読経や説話等による精神的救済）を行うボランティアのこと。

【矯正施設】

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の総称。

【協力雇用主】

犯罪をした人等の改善更生及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。

【居住サポート住宅制度】

住宅セーフティネット法改正により、高齢者や障害者などの住宅の確保に配慮が必要な入居者に対し、入居中のサポートを行うことで居住の安定を図ることを目的に創設され、令和7（2025）年10月に制度が開始された。

居住サポート住宅では、居住支援法人などが入居者に対し、日常の安否確認や訪問などによる見守り、生活・心身の状況に応じた福祉サービスへのつなぎなどのサポートを行う。

【居住支援協議会】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の大家等の双方に、住宅情報の提供等の支援を行う。

【居住支援法人】

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を居住支援協議会と連携し行う法人のこと。居住支援の担い手として県が指定する。

【ぐ犯少年】

保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のこと。

【刑事施設】

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。

【ケース・フォーミュレーション（CFP：Case Formulation for Probation）】

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール。理論的・実証的根拠に基づき、再犯・再非行誘発要因と改善更生促進要因と、その背景要因・相互作用を分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするもの。

【刑法犯】

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）。

【刑務所】

主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。

【検挙】

捜査機関が刑事事件における犯人を明らかにすることができたこと、さらに犯人として引致できたこと。

【検察庁】

検察官の行う事務を統括するところであり、検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを定める。また、検察官は自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもある。

【拘禁刑】

令和7（2025）年6月1日に施行された改正刑法により創設された自由刑であり、従来の懲役刑及び禁錮刑を一本化したもの。受刑者を刑事施設に拘置する点は従前と同様であるが、刑務作業を必ずしも義務とせず、受刑者の年齢、資質、心身の状況及び背景事情に応じて、作業、改善指導、教科指導、就労支援等を適切に組み合わせて実施することができる点に特徴がある。これにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰をより効果的に図ることを目的としている。なお、改正施行前に発生した事件については従前の懲役・禁錮が科されるが、処遇は拘禁刑に準じて行われる。

【更生緊急保護】

刑事手続又は保護処分により身柄の拘束を受けていた者が釈放された後、親族や福祉制度等の支援を受けられない場合、又はそれだけでは改善更生が困難と認められる場合に、本人の申出に基づき保護観察所が行う緊急的支援のこと。

対象には、満期釈放者、全部・一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金・科料の言渡しを受けた者、少年院退院者等に加え、処分保留で釈放された者のうち、検察官が罪を犯したと認めた者が新たに追加された。また、刑事施設・少年院収容中から申出可能となった。

措置には、金品の給与・貸与、宿泊場所の供与、医療・就職・生活指導、生活環境の調整等が含まれる。期間は原則6月以内（必要な場合さらに6月以内）に加え、金品給与・宿泊供与以外の措置は最長2年まで実施可能となった。

さらに、支援終了後も必要に応じ助言等を行う「刑執行終了者等に対する援助」が新設され、切れ目のない支援が制度化された。

【更生保護】

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

【更生保護サポートセンター】

保護司や保護司会をはじめとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

平成 20（2008）年度から整備され、平成 30（2018）年度末までに全国 886 か所に設置されている。

【更生保護施設】

刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている民間の施設のこと。令和 7（2025）年 1 月現在、全国に 102 施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されている。県内には、3 施設ある。

【更生保護女性会】

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体のこと。

【更生保護法人】

更生保護事業法に基づき法務大臣の認可を受けて、専ら更生保護事業を営むことを目的として設立された特別な法人のこと。

【拘置所】

主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。

さ行

【再入者】

受刑のため刑事施設に入所するのが 2 度以上の者のこと。

【再犯者】

刑法犯等により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

【執行猶予】

有罪判決を受けた者について、一定期間刑の執行を猶予し、その期間内に新たな罪を犯さなかった場合には、刑の言渡しの効力を失わせ、刑の執行を行わない制度のこと。猶予期間中は社会内での生活が認められ、必要に応じて保護観察が付される。

令和7（2025）年の刑法改正により、自由刑は拘禁刑に一本化され、執行猶予が付され得る刑も拘禁刑となった。また、再度の執行猶予の要件が緩和され、保護観察付き執行猶予中の者にも再度の執行猶予が認められる場合が設けられたほか、執行猶予期間中に犯した罪が猶予期間内に起訴された場合には、前刑の執行猶予が取り消され得る仕組みが導入された。

【児童自立支援施設】

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【児童相談所】

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他のからの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関のこと。児童福祉法に基づき、各都道府県等に設置されている。

【社会を明るくする運動】

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントを実施している。

なお、平成28（2016）年12月に成立した再犯防止推進法においても、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間に定めており、“社会を明るくする運動”は、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進する。

【住宅確保要配慮者】

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

【就労継続支援事業所】

就労継続支援 A 型事業所と就労継続支援 B 型事業所がある。就労継続支援 A 型事業所は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。就労継続支援 B 型事業所は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

【自立支援協議会】

障害者自立支援法等の一部改正により、平成 24 年 4 月から法定化されたもの。地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

【重層的支援会議】

令和 3（2021）年 4 月の社会福祉法改正で創設された、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業において、複合的・複雑な課題を抱える住民に対し、分野の垣根を超えて包括的な支援を行うために開催される、多機関協働の会議体のこと。

【障害者就業・生活支援センター】

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。

【乗車保護】

刑務所出所者に対し、最寄り駅までの乗車運賃の支給等を行うこと。

【少年院】

家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設。

【少年鑑別所】

家庭裁判所等の求めに応じ、①鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設のこと。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

なお、鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

【少年警察ボランティア】

「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止や健全な育成のため、都道府県、市町村、学校などと連携してボランティア活動に従事している民間のボランティア（警察本部長等から委嘱）のこと。

【少年刑務所】

主に 26 歳未満の受刑者を收容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。全国に 6 箇所、九州では佐賀少年刑務所がある。

【少年サポートセンター】

都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。活動内容は、①少年非行や少年の犯罪被害に関する相談活動、②非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、③犯罪被害少年への助言・支援、④非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など少年非行を未然に防止するための啓発活動、などを行っている。

【処遇】

警察等で検挙された人が、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。

【触法少年】

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のこと。

【自立準備ホーム】

平成23(2011)年度から、保護観察所長があらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を自立準備ホームと呼んでいる。自立準備ホームでは、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。県内に、令和7(2025)年8月末現在、登録団体が10団体、18か所ある。

【心神喪失者等医療観察制度】

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度のこと。

【スクールカウンセラー】

心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家のこと。

【スクールソーシャルワーカー】

児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。

【生活環境調整】

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察をより効果的に行う目的で実施されている。

【生活困窮者自立支援制度】

平成 27 年（2015）4 月から始まった制度であり、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人等」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、こどもの学習など様々な面で支援すること。

再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、生活保護から脱却した人も支援の対象となる。

【成年後見制度】

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などのうち判断能力が不十分な成年者の財産や生命、その権利などを保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所による法定後見制度と本人による任意後見制度がある。

た行

【地域共生社会】

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

【地域生活定着支援センター】

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働し、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成 21（2009）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に 1 か所設置されている。

【地域包括ケアシステム】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供されるシステム。

【地方更生保護委員会】

刑務所や少年院にいる人の仮釈放・仮退院の決定や社会復帰に向けた生活環境の調整など、矯正施設からの社会復帰に関わる事務を担う法務省の機関。

【DV (Domestic Violence)】

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のこと。

【出口支援】

地域生活定着支援センターが、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ地域での生活を定着させるための支援を行うこと。

【^{とくし}篤志面接委員】

矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。

【特別調整】

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のために、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための調整を行うこと。

具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その人が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。

な行

【認知件数】

警察が発生を認知した事件の数をいう。

は行

【犯罪少年】

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

【BBS会】

Big Brothers and Sistersの略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。全国で約4,500人の会員が活動している。

【被害者等の心情等の聴取・伝達制度】

令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、刑事施設及び少年院において、申出のあった被害者やご遺族の方々からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に生かすほか、受刑者等に伝達する制度。

【被疑者】

犯罪の容疑をかけられて捜査の対象になっている状態の人。

【被告人】

被疑者が起訴されて公判の段階になっている人。

【非行少年】

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称のこと。

〈犯罪少年〉

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

〈触法少年〉

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

〈ぐ犯少年〉

保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

【法務少年支援センター】

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（「地域援助」）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関のニーズに幅広く対応している。

【保護観察】

犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行う。

保護観察においては、保護観察官と保護司をはじめとする様々な民間協力者が共同して実施している。

【保護観察所】

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている。

【保護司】

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

全国で約 4 万 7,000 人が活動している。県内では 11 の保護区があり、約 800 名の保護司が活動している。

第2 長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会委員名簿

区分	番号	関係機関名	役職	氏名
学識経験者	1	長崎大学生命医科学域 (保健学系)	教授	大西 真由美
国	2	長崎地方検察庁	統括捜査官	田崎 恵美子
	3	長崎刑務所	矯正処遇調整官	平川 勝文
	4	長崎少年鑑別所	首席専門官	田中 哲人
	5	長崎保護観察所	社会復帰対策官	山下 剛
	6	長崎労働局	職業対策課 高齢者対策担当官	松崎 竜夫
弁護士	7	長崎県弁護士会	弁護士	三宅 敬英
更生保護団体	8	長崎県保護司会連合会	会長	小野 由利子
	9	更生保護法人 長崎県更生保護協会	理事長	村木 營介
	10	長崎県更生保護女性連盟	会長	原 由比子
	11	長崎県BBS連盟	事務局長	伊東 鈴江 (~令和7年11月30日)
会長			川崎 貴敏 (令和7年12月1日~)	
団体	12	特定非営利活動法人 長崎県就労支援事業者機構	常務理事	平田 和敏
	13	社会福祉法人南高愛隣会 長崎県地域生活定着支援センター	所長	大坪 幸太郎
	14	長崎県社会福祉協議会	生活支援課長	近藤 枝里
市町	15	諫早市	こども福祉部次長	米田 健二
	16	佐々町	多世代包括支援センター 参事(保健師)	江田 佳子
県	17	長崎こども・女性・障害者 支援センター	所長 (医師)	加来 洋一
	18	県央保健所	係長 (保健師)	桑原 香織

(順不同、敬称略)